

2. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者（平成30年4月入学については、平成30年3月31日までに卒業見込みの者も含む。）
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士（医学の分野に限る。）の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者（平成29年10月入学については平成29年9月30日、平成30年4月入学については平成30年3月31日までに修了見込みの者も含む。）
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者（平成30年4月入学については、平成30年3月31日までに修了見込みの者も含む。）
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（平成30年4月入学については、平成30年3月31日までに修了見込みの者も含む。）
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を取得した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（以下の各号のうちいずれかに該当する者）
 - ① 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
 - ② 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者
 - ③ 修士課程を修了した者及び平成30年4月入学については平成30年3月31日までに修士の学位の授与を受けることのできる者
 - ④ 前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で、本学の大学院において、大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - ⑤ 大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学の大学院において、当該研究の成果等により、大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者（平成29年10月入学については平成29年9月30日、平成30年4月入学については平成30年3月31日までに修了見込みの者も含む。）で、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (9) 本学の大学院において、個別の出願資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成29年10月入学については平成29年9月30日、平成30年4月入学については平成30年3月31日までに24歳に達する者

※ (7)－④⑤、(8)、(9)の資格で出願する場合は、出願資格審査が必要です。